第三十七条の十一の三第二項中「及び次項」を「、次項及び第八項」に改め、同条第七項中「第十項」を「次項及び第十一項」に改め、同条第十三項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第九項中「第七項」の下に「又は第八項ただし書」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項中「前項」を「第七項及び前項ただし書」に、「同項の」を「これらの規定に規定する」に改め、同項ただし書中「当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に」を「これらの者に」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　金融商品取引業者等に開設されていた特定口座で、その年中に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡及び当該特定口座で処理した信用取引等に係る上場株式等の譲渡並びに当該特定口座への上場株式等の配当等の受入れが行われなかつたものがある場合には、当該金融商品取引業者等は、前項の規定にかかわらず、当該特定口座に係る同項の規定による報告書を当該特定口座を開設した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して交付することを要しない。ただし、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の請求があるときは、当該報告書をこれらの者に交付しなければならない。

第三十七条の十二の二第二項に次の二号を加える。

九　信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次号において同じ。）の営業所（国内にある営業所又は事務所をいう。以下この項において同じ。）に信託されている上場株式等の譲渡で、当該営業所を通じて金融商品取引法第五十八条に規定する外国証券業者（次号において単に「外国証券業者」という。）への売委託により行うもの

十　信託会社の営業所に信託されている上場株式等の譲渡で、当該営業所を通じて外国証券業者に対して行うもの

第三十七条の十三第一項第一号中「第七条」を「（平成十一年法律第十八号）第七条」に改め、同項に次の一号を加える。

四　内国法人のうち、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第八条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第十六条に規定する事業を行う同条に規定する株式会社（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に同条の確認を受けたものに限る。）であつて、中小企業者に該当するものとして財務省令で定めるもの　当該株式会社により発行される株式で当該確認を受けた日から同日以後三年を経過する日までの間に発行されるもの

第四十条の二第一項中「国（」を「国」に、「及び独立行政法人国立科学博物館を含む。次項において同じ。）」を「、独立行政法人国立科学博物館」に改め、「地方公共団体」の下に「（次項において「国等」という。）」を、「場合の」の下に「当該譲渡に係る」を加え、同条第二項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に、「前項の重要文化財に準ずる文化財のうち国においてその保存及び活用をすべきものとして政令で定めるもの（以下この項において「対象資産」という。）を国」を「文化財保護法第七十八条第一項の規定により重要有形民俗文化財として指定されたもの（第一号において「重要有形民俗文化財」という。）を国等」に改め、同項第一号中「対象資産」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第四十一条第五項中「国内において」の下に「認定長期優良住宅（住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第二条第三項に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）」を加え、「認定長期優良住宅」という」を「認定住宅」と総称する」に、「認定長期優良住宅で」を「認定住宅で」に、「認定長期優良住宅の」を「認定住宅の」に、「これらの家屋を同法の施行の日」を「当該認定住宅を平成二十一年六月四日」に改め、「までの間」の下に「（認定低炭素住宅にあつては、同法の施行の日から平成二十五年十二月三十一日までの間）」を加え、「長期優良住宅特例適用年」を「認定住宅特例適用年」に、「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、同項各号中「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、同条第八項から第十一項まで及び第十四項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改める。

第四十一条の二第一項中「区分し」を「区分をし」に、「おける長期優良住宅借入金等」を「おける認定住宅借入金等」に改め、同項第二号中「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、同条第二項第六号から第十九号までの規定中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に、「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に、「とを区分し」を「とに区分をし」に改め、同条第四項第二号から第五号までの規定中「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に、「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、同項第六号中「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、同条第五項中「すべて」を「全て」に、「区分し」を「区分をし」に改め、同条第七項中「長期優良住宅特例適用年」を「認定住宅特例適用年」に、「すべて」を「全て」に、「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に、「区分し」を「区分をし」に改め、同条第八項中「長期優良住宅特例適用年」を「認定住宅特例適用年」に改め、同項第二号中「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改める。

第四十一条の三の二第十二項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「長期優良住宅特例適用年」を「認定住宅特例適用年」に、「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改める。

第四十一条の五第七項第一号及び第四十一条の五の二第七項第一号中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の六を次のように改める。

第四十一条の六　削除

第四十一条の十九の四第一項中「住宅の用に供する」を削り、「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に、「千万円」を「五百万円」に改める。

第四十二条の二第二項第一号中「第六十六条の五第四項第一号」を「第六十六条の五第五項第一号」に改める。

第四十二条の二の二第三項中「第三十七条の十一の三第十一項から第十三項まで」を「第三十七条の十一の三第十二項から第十四項まで」に改める。

第四十二条の三第四項第三号中「第三十七条の十一の三第八項」を「第三十七条の十一の三第九項」に改め、同項第四号中「若しくは第三十七条の十一の三第八項ただし書の」を「、第三十七条の十一の三第八項ただし書若しくは同条第九項ただし書の」に、「に規定する報告書」を「若しくは同条第九項ただし書に規定する報告書」に改め、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十一の三第十一項」を「第三十七条の十一の三第十二項」に改める。

第四十二条の四第一項中「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第九項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「、第四十二条の十第五項」を削る。

第四十二条の五第一項中「平成二十六年三月三十一日まで」の下に「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで）」を、「同号イ」の下に「及びロ」を加え、「場合及び」を「場合並びに」に改め、「百分の三十に相当する金額」の下に「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額）」を加え、同項第一号ロ中「イに」を「イ及びロに」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「太陽光、風力その他」を削り、「エネルギー資源」の下に「（太陽光及び風力を除く。）」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　太陽光又は風力の利用に資する機械その他の減価償却資産（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第二項に規定する認定発電設備に該当するものに限る。）

第四十二条の五第二項中「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第五項中「、第四十二条の十第五項」を削る。